資料１１－３

（委員長試案）

参議院選挙における合区の解消に関する決議

日本国憲法が昭和 21 年 11 月３日に公布されて以来、今日に至るまでの 70 年間、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

去る７月 10 日に憲政史上初の合区による選挙が実施されたが、意思形成を図る上での都道府県が果たしてきた役割を考えたときに、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に届けられなくなるのは非常に問題である。

また、投票率の低下や選挙区において自県出身の候補者が不在となることなど、合区を起因とした弊害が顕在化しており、合区解消を求める声が大きなものとなっている。

我が国が直面する急激な人口減少問題をはじめ、この国のあり方を考えていく上でも、多様な地方の意見が、国政の中で、しっかりと反映される必要がある。

今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置であり、公職選挙法の附則において、抜本的な見直しが要求されていることから、公職選挙法や国会法の改正はもとより、憲法改正を視野に入れた対応を図るべきである。

平成２８年７月２８日

全 国 知 事 会